【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 2021年11月12日

【四半期会計期間】 第18期第1四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

【会社名】 株式会社ネットマーケティング

【英訳名】 Net Marketing Co. Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 宮本 邦久

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山一丁目2番6号

【電話番号】 03-6894-0139(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 三村 紘司

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山一丁目2番6号

【電話番号】 03-6894-0139(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 三村 紘司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次			第17期 第 1 四半期 累計期間	第18期 第 1 四半期 累計期間		第17期	
会計期間		自至	2020年7月1日 2020年9月30日	自至	2021年7月1日 2021年9月30日	自至	2020年7月1日 2021年6月30日
売上高	(千円)		3,447,486		1,312,306		14,011,332
経常利益	(千円)		219,592		260,275		592,653
四半期(当期)純利益	(千円)		150,223		217,174		336,619
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)						
資本金	(千円)		408,329		415,241		414,539
発行済株式総数	(株)		14,796,800		14,940,200		14,934,800
純資産額	(千円)		2,814,470		3,141,957		3,012,986
総資産額	(千円)		4,929,889		5,354,697		5,321,891
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)		10.15		14.54		22.70
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)		10.00		14.46		22.40
1株当たり配当額	(円)						6.00
自己資本比率	(%)		57.1		58.7		56.6

- (注)1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
 - 2.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)におけるわが国経済は、各世代間で新型コロナウイルスワクチンの接種が進んだものの、新型コロナウイルスの変異株による感染拡大等により、個人消費が伸び悩み、先行きが不透明な状況が依然として続いております。

当社が事業展開を行う国内インターネット関連市場におきましては、スマートフォンやタブレット端末をはじめとするインターネット利用端末の多様化等により、インターネット利用人口は2020年の1年間で13歳~59歳の各年齢階層において9割を超えて利用され、人口普及率は83.4%(前年比5.4%減)と幅広い年齢階層に普及しております(注)。また、FacebookやTwitter、LINEに代表されるソーシャルメディアの利用割合は73.8%(前年比4.8%増)と年々上昇を続けております(注)。消費者がインターネット及びスマートフォンを利用する時間の拡大とともに、インターネットやスマートフォンに関連したサービスはさらなる市場拡大が期待されております。

こうした環境のもと、当社は、2021年4月に発生した不正アクセスによる会員様情報の流出により、引き続き会員様からの問い合わせ対応等を実施するとともに、今後の再発防止策の徹底と万全なセキュリティ体制の再構築を目指し、会員様の信頼回復に向けて努めてまいります。なお、当該インシデント関連として、受取保険金1億円を特別利益として、情報セキュリティ対策費45百万円を特別損失として計上しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は13億12百万円、営業利益は2億57百万円、経常利益は2億60百万円、四半期純利益は2億17百万円となりました。

なお、当第1四半期会計期間の期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用したことにより、売上高は20億12百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び四半期純利益には影響ありません。また、前年同期との比較は行っておりませんが、当期の実績値及び当期の会計基準適用前の実績値と前年同期の実績値を単純比較した場合の増減率は、売上高は61.9%減少(基準適用前比3.5%減少)、営業利益は22.0%増加(基準適用前比22.0%増加)、経常利益は18.5%増加(基準適用前比18.5%増加)、四半期純利益は44.6%増加(基準適用前比44.6%増加)なります。

(注)出所:総務省「令和2年通信利用動向調査の結果」

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

なお、売上高については、セグメント間取引の調整後の数値であり、セグメント利益については、セグメント間 取引の調整前の数値であります。

広告事業

広告事業は、アフィリエイト広告やソーシャル広告等の領域においてプロモーションの戦略立案から運用支援 までを一貫して行うコンサルティングサービスを提供しております。

当事業においては、FXや暗号資産(仮想通貨)市場の活況の影響により金融関連が好調に推移したものの、来店等を成果地点とするエステを中心とした美容関連が、接触機会の減少を伴う人流の変化等で厳しい状況が続いたため、当事業の売上高は2億99百万円、セグメント利益は1億34百万円となりました。

なお、当期の実績値及び当期の会計基準適用前の実績値と前年同期の実績値を単純比較した場合の増減率は、 売上高は87.0%減少(基準適用前比0.4%増加)、セグメント利益は27.0%減少(基準適用前比27.0%減少)となります。

メディア事業

メディア事業は、マッチングサービスとして恋活・婚活サービス「Omiai」を提供しております。

「Omiai」では、サービスの認知拡大及びブランド力向上のため、ブランドアンバサダーである「のん」さん

四半期報告書

のOmiaiプロモーション動画をYouTube等で配信しております。また、より多くの方に認知いただけるよう「のん」さんをモデルにした「ツインステッカー」を関東圏・関西圏・中部圏の様々な電車内で掲示いたしました。そして、インシデント発生以降、中断しておりましたデジタル広告についても8月から再開し、認知と販促の両面からプロモーションを進めた結果、当事業の売上高は10億13百万円、セグメント利益は3億1百万円となりました。

なお、当期の実績値及び当期の会計基準適用前の実績値と前年同期の実績値を単純比較した場合の増減率は、 売上高は11.4%減少(基準適用前比11.4%減少)、セグメント利益は66.4%増加(基準適用前比66.4%増加)となり ます。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末と比べ32百万円増加し、53億54百万円となりました。これは主に売掛金が2億41百万円減少したものの、現金及び預金が1億92百万円増加及び「その他」に含まれる未収入金が保険金の請求により1億円増加したこと等によるものであります。

一方、負債合計は、前事業年度末と比べ96百万円減少し、22億12百万円となりました。これは主に未払法人税等が71百万円増加したものの、買掛金が1億67百万円減少したこと等によるものであります。

純資産合計は、前事業年度末と比べ 1 億28百万円増加し、31億41百万円となりました。これは利益剰余金が配当により89百万円減少したものの、四半期純利益を 2 億17百万円計上したことによるものであります。

以上の結果、自己資本比率は、前事業年度末の56.6%から58.7%となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきまして、当社では、全社及び各事業の売上高、 営業利益を重要な経営指標として掲げておりますが、当第1四半期会計期間の期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用した影響により、前年同期比で売上高が著しく減少しております。詳細につきましては、「注記事項 (会計方針の変更)」をご参照下さい。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更又は新たに発生した事項はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第 1 四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年 9 月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,940,200	14,940,200	東京証券取引所市場第一部	完全議決権株式であり、株主 としての権利内容に何ら限定 のない当社における標準とな る株式であります。 単元株式数は100株でありま す。
計	14,940,200	14,940,200		

⁽注)「提出日現在の発行数」欄には、2021年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権(ストック・オプション)の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年7月1日~ 2021年9月30日(注)	5,400	14,940,200	702	415,241	702	405,241

⁽注)新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	, ,		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,928,900	149,289	完全議決権株式であり、株主として の権利内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
単元未満株式	5,800		
発行済株式総数	14,934,800		
総株主の議決権		149,289	

- (注) 1. 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。
 - 2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社の自己株式が88株含まれております。

【自己株式等】

2021年 9 月30日現在

				2021	2 / 100 H 2/2 H
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ネットマーケ ティング	東京都港区南青山一丁目 2番6号	100		100	0.00
計		100		100	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度 (2021年 6 月30日)	当第 1 四半期会計期間 (2021年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,365,770	3,558,354
売掛金	1,297,360	1,055,702
その他	145,959	242,842
貸倒引当金	10	8
流動資産合計	4,809,080	4,856,891
固定資産		
有形固定資産	99,453	95,575
無形固定資産	113,808	104,262
投資その他の資産	299,548	297,968
固定資産合計	512,810	497,806
資産合計	5,321,891	5,354,697
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,560,138	1,392,444
未払法人税等	32,759	104,162
その他	716,006	716,133
流動負債合計	2,308,904	2,212,740
負債合計	2,308,904	2,212,740
純資産の部		
株主資本		
資本金	414,539	415,241
資本剰余金	404,539	405,241
利益剰余金	2,194,043	2,321,609
自己株式	135	135
株主資本合計	3,012,986	3,141,957
純資産合計	3,012,986	3,141,957
負債純資産合計	5,321,891	5,354,697

(2) 【四半期損益計算書】 【第1四半期累計期間】

		(単位:千円)_
	前第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日
	至 2020年 9 月30日)	至 2021年 9 月30日)
	3,447,486	1,312,306
売上原価	2,385,823	300,866
売上総利益	1,061,662	1,011,439
販売費及び一般管理費	850,536	753,967
営業利益	211,126	257,471
営業外収益		
受取利息	15	15
受取報奨金	1,715	2,614
助成金収入	6,630	
その他	242	226
営業外収益合計	8,603	2,856
営業外費用		
支払利息	87	
為替差損	46	52
その他	3	0
営業外費用合計	137	52
経常利益	219,592	260,275
特別利益		
受取保険金		1 100,000
特別利益合計		100,000
特別損失		
情報セキュリティ対策費		2 45,660
特別損失合計		45,660
税引前四半期純利益	219,592	314,615
法人税、住民税及び事業税	43,732	96,679
法人税等調整額	25,636	761
法人税等合計	69,369	97,440
四半期純利益	150,223	217,174

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの 提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先等に支払う額を控除 した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高及び売上原価は2,012,960千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益には影響ありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響もありません。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年 3 月31日)第28 - 15項に定める経過的な取扱いに従って、前第 1 四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書(重要な会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

1 受取保険金

当社が運営する恋活・婚活マッチングアプリ「Omiai」において発生いたしました第三者による不正アクセス対応に要した費用に対する保険金を受取保険金として計上しております。

2 情報セキュリティ対策費

当社が運営する恋活・婚活マッチングアプリ「Omiai」において第三者による不正アクセスを受けたことによるお客さまへの対応等に必要となる費用及びインシデント関連コンサルティング費用等であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自 2020年 7 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
減価償却費	3,987千円	7,136千円
のれん償却額	2,628千円	2,628千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年 9 月29日 定時株主総会	普通株式	利 益 剰余金	88,779千円	6.00円	2020年 6 月30日	2020年 9 月30日

2.株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年 9 月27日 定時株主総会	普通株式	利 益 剰余金	89,607千円	6.00円	2021年 6 月30日	2021年 9 月28日

2.株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

					<u>(丰田・ココ)</u>
	:	報告セグメント	調整額	四半期損益 計算書計上額	
	広告事業	メディア事業	計	(注) 1	可算音可工符 (注) 2
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	2,303,642	1,143,843	3,447,486		3,447,486
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	127,653		127,653	127,653	
計	2,431,296	1,143,843	3,575,139	127,653	3,447,486
セグメント利益	184,154	181,331	365,486	154,359	211,126

- (注) 1.セグメント利益の調整額 154,359千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全 社費用は、主に管理部門に係る一般管理費であります。
 - 2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期損益
	広告事業	メディア事業	計	(注) 1	計算書計上額 (注)2
売上高					
広告代理店収入	285,366		285,366		285,366
会員課金収入		976,688	976,688		976,688
その他	13,851	36,399	50,250		50,250
顧客との契約から生じる収益	299,218	1,013,088	1,312,306		1,312,306
外部顧客への売上高	299,218	1,013,088	1,312,306		1,312,306
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,513		1,513	1,513	
計	300,731	1,013,088	1,313,819	1,513	1,312,306
セグメント利益	134,450	301,717	436,167	178,695	257,471

- (注) 1.セグメント利益の調整額 178,695千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全 社費用は、主に管理部門に係る一般管理費であります。
 - 2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報該当事項はありません。
- 3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関す

る会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益の算定方法を同様に変更しております。当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期累計期間の「広告事業」の売上高は2,012,960千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

を には、 以下の このう このうよう。		
項目	前第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	10円15銭	14円54銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	150,223	217,174
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	150,223	217,174
普通株式の期中平均株式数(株)	14,796,612	14,938,212
(2)潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	10円00銭	14円46銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	224,031	85,279
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月12日

株式会社 ネットマーケティング 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 湯浅 敦

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 多田 雅之

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットマーケティングの2021年7月1日から2022年6月30日までの第18期事業年度の第1四半期会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネットマーケティングの2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が

認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準 に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の 表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項 が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講 じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。